

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ～申請期限が迫っております～

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援のため、給付金が支給されます。対象の方は、申請忘れのないようにご確認ください。

なお、この給付金は、令和4年4月28日に閣議決定されたものです。

<ひとり親の世帯>

・支給対象者

- ①～③のいずれかに該当する方。
- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

・支給方法

支給対象者の①に該当する方は、申請書の提出は不要です。
②又は③に該当する方は、申請書の提出が必要です。

<ひとり親世帯以外の世帯>

・支給対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等で①又は②に該当する方（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります）。

- ①令和4年度住民税（均等割）が非課税の方
- ②令和4年1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）

・支給方法

支給対象者の①のうち令和4年4月分の特別児童扶養手当の受給者または児童手当の受給者（公務員を除く）の方は申請書の提出は不要です。それ以外の方（高校生のみ養育している方、公務員の方、家計急変者）は申請書の提出が必要です。

<共通事項>

- ・申請期限 令和5年2月28日(火)
- ・支給額 児童一人当たり5万円
- ・申請受付場所 役場健康福祉課窓口



◀ひとり親世帯



◀ひとり親世帯以外の世帯

※支給対象者のうち、申請書の提出が不要な方には、町から給付のお知らせを送付します。給付金の支給を希望しない方は、受給拒否届出書を提出してください。
※申請書類は、町HPからダウンロードしていただくか、窓口でも配布しています。

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134

野外焼却（野焼き）は禁止されています

廃棄物の野外焼却（野焼き）は煙・悪臭等による近所迷惑、そして火災の原因になることもあり、廃棄物処理法で禁止されています。これに違反すると「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科」により処せられることがあります。

なお、下記の場合は例外規定が適用されますが、煙害による苦情が生じた場合には認められませんのでご注意ください。

○野外焼却禁止の例外規定

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事のために必要な焼却（例：神社のお炊きあげ）
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却（例：稲わらの焼却）
- ・日常生活上の軽微な焼却（例：落ち葉焚き・キャンプファイヤー等）

問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126